

2030 年度評議員一斉選出における女性枠基準について

日本消化器外科学会
評議員選出委員会
男女共同参画委員会

2030 年度評議員一斉選出において、評議員定数（350 名以内）に対する女性評議員数が全会員比率に応じた人数となるよう、定数とは別枠で女性枠を設けます。

女性申請者は、一般申請と女性枠申請のいずれかあるいは両方を提出できるものとし、一般申請で選出されなかった女性枠申請者及び女性枠のみの申請者の中から本基準をもとに選出いたします。

本基準で申請できるのは、一般申請の申請資格保有者のうち、本学会の会員登録を女性としており、かつ、戸籍が女性である者に限ります。

一般申請との相違点を以下の通りご案内いたします。その他業績基準は一般申請に準じます。

【業績期間の遡り】

・対象の業績期間の 5 年間に小学生以下のお子さんがいる時期が含まれる場合、その期間の半分を遡って業績期間にできることとする。なお、端数は年単位で切り上げる（つまり、小学生以下のお子さんが 5 年間いた場合、業績期間は 8 年間となる）。

※遡る期間は最大合計 3 年とする。

・上記を含む業績期間に産児休業、育児休業が含まれる場合は、その期間を年単位で切り上げた年数分さらに前に振り替えて登録することができる（産児休業、育児休業の仕事へのエフォートはゼロとみなす）。

※母子手帳のコピーや、産児休業・育児休業等証明書類の提示を求める。

《パターン 1》業績期間に小学生以下のお子さんがいる時期や、産児休業、育児休業を含まない場合（あるいは含まれるがいずれも対応不要の場合）

→2024 年 1 月～2028 年 12 月の 5 年分の業績を申請する。

《パターン 2》業績期間に小学生以下のお子さんがいる時期を含むが、産児休業、育児休業を含まない場合（あるいは後者も含まれるが対応不要の場合）

例 お子さんが 2026 年 3 月に小学校を卒業。

→ (2024 年 1 月～2026 年 12 月) ÷ 2 = 1.5 で端数を切り上げて 2 年分遡り、2022 年 1 月～2028 年 12 月の 7 年分の業績を申請可能。

※2026 年 3 月に卒業する場合、2026 年 1 月～12 月分を遡るか否かは申請者に委ね

る。

《パターン 3》業績期間に小学生以下のお子さんがある時期を含み、産児休業、育児休業を含む場合

例 第一子が 2023 年 3 月に小学校を卒業し、第二子出産時、2027 年～2028 年に産児休業、育児休業を取得、

→2027 年 1 月～2028 年 12 月の 2 年分を振り替え、第一子が小学生以下の期間が含まれるため、 $(2022 \text{ 年 } 1 \text{ 月} \sim 2023 \text{ 年 } 12 \text{ 月}) \div 2 = 1$ で 1 年分遡り、2021 年 1 月～2026 年 12 月の計 6 年分の業績を申請可能。

※小学校卒業や産児休業、育児休業が業績年度を跨ぐ場合、当該年度分を遡るか否かは申請者に委ねる。

【小論文】

- ・自身の境遇や志望動機、所信表明等を 600 字以内で記載し、提出すること。
- ・提出された小論文は、内容に応じて最大 200 点を業績点数に加点する。

以上